

農地等の利用の最適化の推進に関する指針

策定 平成 30 年 11 月 28 日

改正 令和 6 年 3 月 27 日

飯山市農業委員会

第 1 基本的な考え方

平成 28 年 4 月 1 日に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

飯山市は長野県最北端に位置し、千曲川を中心とした沖積地に広がる飯山盆地に古くから水稻栽培が行われてきた。昭和 40 年代より土地改良が盛んに行われ、現在の水稻栽培の基礎を形成している。しかし、高齢化による農業従事者の減少や担い手不足、また、日本有数の豪雪地帯であり、周囲を山々に囲まれ中山間地を多く抱えているため、遊休農地、耕作放棄地の増加など、本市の農業は非常に厳しい状況に置かれている。

このような状況の中、遊休農地の発生防止や解消に向けた取り組みの強化、中核的担い手となる認定農業者の確保、新規就農者の確保及び育成、それら農業者へ農地の集積・集約の促進が、今後の地域農業を支える上で重要になっており、「地域計画※」に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上の観点から、地域の特性を活かしながら活力ある農業・農村を築くため、法第 7 条第 1 項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、飯山市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第 5 条第 1 項に規定する長野県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第 6 条第 1 項に規定する飯山市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として 10 年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である 3 年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和 4 年 2 月 2 日付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知、令和 4 年 2 月 25 日付け 3 経営第 2816 号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

※地域計画：農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和 4 年法律第 56 号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「改正基盤法」という。）第 19 条第 1 項の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを、市町村が明確化し、公表したものをいう。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
令和5年8月 までの目標	3,600ha	225ha	6.3%
現状 (令和5年8月)	3,602ha	322ha	9.0%
3年後の目標 (令和8年8月)	3,600ha	315ha	8.8%
目標 (令和10年8月)	3,600ha	310ha	8.6%

※現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と法第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）により把握した同法第32条第1項第1号の規定による遊休農地の合計面積とした。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

ア 飯山市農業委員会では、平成30年8月に新制度における農業委員13名、農地利用最適化推進委員7名で発足した。それぞれの担当地区の農業委員、推進委員が密接に連携し、利用状況調査及び農地法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連盟通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

イ 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を農地中間管理機構へ報告し、農地の利用集積・集約化に繋げる。

③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
令和5年8月 までの目標	3,290ha	1,317ha	39%
現状 (令和5年8月)	3,280ha	1,304ha	39%
3年後の目標 (令和8年8月)	3,285ha	1,380ha	42%
目標 (令和10年8月)	3,290ha	1,448ha	44%

※現状の「管内の農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積とした。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

農業委員会は、市、農地中間管理機構、JA等と連携し、農業委員、推進委員を中心に、担い手（新規就農者を含む。）への農地集積を推進するため、担い手との情報共有・調整・相談業務等を行い、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを図る。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整と利用権の継続を推進する。

また、中山間地等の条件不利地で受け手がない、または少ない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用を検討するとともに、集落営農の組織化、法人化、新規参入の受け入れを推進するなど、地域の特色に応じた取り組みを推進する。

④ 農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数
令和5年8月 までの目標	30
現状 (令和5年8月)	19
3年後の目標 (令和8年8月)	34
目標 (令和10年8月)	45

※現状の数値は、令和元年度から5年度までの新規就農者数。

単年度目標を5人として、初年度からの累計で45人を目指すものとした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

長野県・農業委員会ネットワーク機構（県農業会議）、農地中間管理機構、J Aと連携し、管内の農地の借入れ意向のある農業者及び新規参入者を把握し、必要に応じて現地見学や就農定着に向けた相談会等を開催するとともに情報の共有に努める。

② 新規就農フェア等への参加について

市、J A等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する

③ 企業参入の推進について

担い手が十分いない地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、中間管理機構も活用して企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人含む。）の地域における受入れの調整を図る

とともに、農地の斡旋や紹介、各種補助制度の紹介など、サポーター的な役割を担う。

また、就農後の新規参入者との個別面談やJA技術員と連携した技術指導、新規就農者組織との農政懇談会等、相談やサポートの場を適宜設ける。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、飯山市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力